

○箕輪町企業振興及び誘致条例

平成17年12月19日

条例第40号

改正 平成23年9月21日条例第21号

箕輪町企業振興条例（昭和55年箕輪町条例第23号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、町内の商工業の育成及び、施設の近代化を図るとともに、工業等の誘致を促進するため必要な措置を講じ、本町産業の振興を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）第2章に規定する商工会をいう。
- （2） 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。
- （3） 工業等 統計法（平成19年法律第53号）第28条第1項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類Eの製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。
- （4） 工業等の用に供する設備 機械装置、工場用の建物、その附属設備及び試験研究施設、道路貨物運送業にあつては車庫用、作業場用又は倉庫用の建物及びその附属設備、こん包業にあつては作業場又はその附属設備、卸売業にあつては作業場用、倉庫用の建物及びその附属設備並びに対象建物の敷地である土地（取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該設備の建設に着手した場合に限る。）をいう。ただし、展示場用の建物及び当該建物に係る償却資産は除く。
- （5） 投下固定資産総額 前4号の新設又は増設のために要した所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1項第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1項第1号から第7号までに掲げる減価償却資産で毎年1月1日から12月31日までの合計額とする。

（振興措置）

第3条 町長は、第1条の目的達成のため、次の振興措置を講ずるものとする。

- (1) 町内中小企業者に対する融資あっせん
 - (2) 労働力確保に対する協力
 - (3) 敷地のあっせん
 - (4) 商工会が行う小規模企業経営改善普及事業に対する補助金の交付
 - (5) 町内に、工業等の用に供する設備を新設若しくは増設する事業に対する補助金の交付
 - (6) その他特に必要と認める事項
- (補助金交付の基準)

第4条 前条第5号の補助金交付の基準は、青色申告書を提出する法人又は個人が取得する工業等に直接供される投下固定資産総額が1,000万円以上。ただし、工場等の建物を新設若しくは増設する場合は、2,000万円以上とする。

(補助金の額)

第5条 この条例に定める補助金の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 商工会の行う小規模企業経営改善普及事業 長野県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱（平成5年長野県告示第260号）による補助金を超える額のうち別に定める額
- (2) 工業等の用に供する設備を新設若しくは増設する事業については、別に定める額

(補助金の取消し等)

第6条 町長は、第3条に規定する補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、又は既に交付をした補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 箕輪町公害防止条例（昭和50年箕輪町条例第15号）第39条又は第40条の規定により罰せられた者
- (3) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第12条の規定による命令その他公害に関する法令の規定に抵触したことにより有罪の言渡しを受けたとき。
- (4) 前2号のほか、町長が公害を発生させると認定したとき。
- (5) その他町長が取消しを必要と認めたとき。

(審議会)

第7条 町に企業振興審議会（以下「審議会」という。）を置き、町長は本町商工業振興上重要な事項について諮問し、意見を聴くものとする。

- 2 審議会は、委員 10 人以内で組織する。
- 3 委員は、知識経験者のうちから町長が任命する。
- 4 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 5 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。
- 6 会長は、会務を総理し会議の議長となる。
- 7 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。
- 8 審議会は、町長が招集する。
- 9 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(委任)

第 8 条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 18 年 1 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 青色申告書を提出する法人又は個人が、この条例による改正前の箕輪町企業振興条例第 3 条第 6 号に規定する振興措置の対象となる工業等の用に供する設備又は従業員福利厚生施設を、平成 17 年 12 月 31 日までに取得した場合には、なお従前の例による。

附 則 (平成 23 年 9 月 21 日条例第 21 号)

この条例は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。